

広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく
土地履歴調査及び土壌汚染確認調査のてびき

令和5年5月

広島市環境局環境保全課

1 広島県生活環境の保全等に関する条例について

広島県は、平成 15 年 10 月 7 日に「広島県生活環境の保全等に関する条例」により、土地の改変時における改変者の義務を定めました。

この条例の規定により、平成 16 年 10 月 1 日から、一定規模以上の土地改変^{*}をしようとする場合は、あらかじめ改変する土地の履歴調査（土地履歴調査）を実施し、市に報告することを義務付けています。

また、土地の履歴調査の結果、過去に有害物質を使用する特定の事業場（土壌関係特定事業場）があった場合は、土壌の汚染状況を確認するための調査（土壌汚染確認調査）を実施し、その結果汚染が確認された場合は、土地改変に当たり汚染の拡散を防止するための計画書（汚染拡散防止計画書）を作成して、必要な措置を実施する必要があります。

なお、土壌汚染対策法に基づく手続き等を行った以下の土地については、条例の対象外となります。

- 同法第 3 条第 1 項の規定又は第 5 条の調査命令により土壌汚染状況調査を実施した土地
- 同法第 3 条第 7 項又は第 4 条第 1 項の規定による一定規模以上の形質の変更の届出を行った土地
- 同法第 14 条第 1 項の規定による申請が行われた土地

※一定規模以上の土地改変とは

都市計画法第 29 条第 1 項もしくは第 2 項又は宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項（同法第二条第二号に規定する宅地造成又は同条第三号に規定する特定盛土に限る）の規定により許可を受けなければならない行為で、いずれも行為に係る面積が 1,000m²以上のものです。

<経過措置について>

「広島県生活環境の保全等に関する条例」は令和 5 年 5 月 26 日に改正施行されましたが、改正前に対象とされていた行為においては、従前通りの取扱いとなります。

2 届出をする者(土地改変者)

- 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定により許可を受けなければならない行為（行為に係る面積が1,000m²以上のものに限る。）をしようとする者

都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

（開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じた政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- 九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

- 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項により許可を受けなければならない行為（同法第二条第二号に規定する宅地造成又は同条第三号に規定する特定盛土であって、行為に係る面積が1,000 m²以上のものに限る。）をしようとする者

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （省略）

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

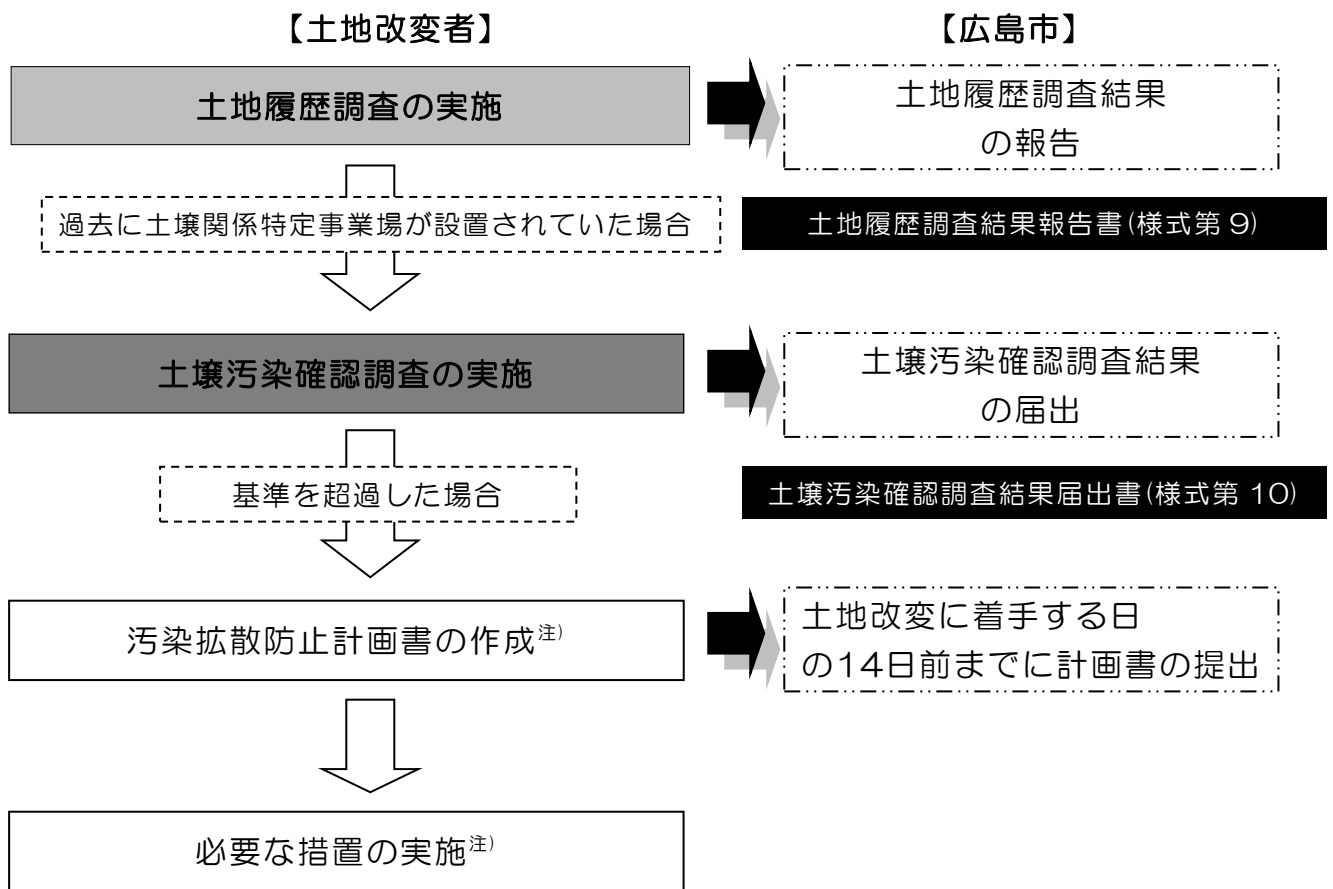
四～九 （省略）

（宅地造成等に関する工事の許可）

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

3 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。



注) 土壌汚染確認調査、汚染拡散防止計画書及び必要な措置の実施については、当課に協議した上で書類を作成してください。書式、記載方法等については、別途ご説明いたします。

4 土地履歴調査の実施・調査結果の報告

(1) 土地履歴調査の実施

土地改変者は、あらかじめ、改変をしようとする土地について、土壤関係特定事業場の設置状況についての調査を実施しなければなりません。

調査方法としては、地図情報による過去の物件の調査、土地の登記事項証明書による過去の地目及び所有者の調査、所有者・近隣住民等からの聞き取り、行政機関が保管する汚水等関係特定事業場の書類調査があります。

少なくとも昭和46年まで遡って調査してください。

なお、土地履歴調査を実施する者については、特に資格は必要ありません。

<土壤関係特定事業場>

① 汚水等関係特定事業場

表1に示す汚水等関係特定施設を設置する工場又は事業場のうち、表2に示す土壤関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限りします。

② ガソリンスタンド

③ 射撃場

(2) 土地履歴調査結果の報告

土地履歴調査を実施後、以下の書類を提出してください。提出部数は、正副2部です。1部(副本)は報告書に届出済印を押印し、控えとして返却します。

- 土地履歴調査結果報告書(様式第9号)
別紙 土地履歴調査の実施結果 ※11~14ページを参照
- 土地の所有者等を確認できる書類(登記事項証明書(コピー可)など)
- 公図の写し
- 土地の改変をしようとする場所の位置図・案内図
- 土地の改変をしようとする場所を明らかにした図面
(土地の改変する掘削範囲、盛土範囲を示したもの)
- 土地利用計画平面図

表 1 汚水等関係特定施設

	特定施設
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2	養豚業の用に供する施設（生後六月以上の豚五〇頭以上を飼養又は収容できるものに限る。）であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校及び中学校並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局又は同法第二十六条第一項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。）
4	流水式塗装施設
5	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一に掲げる施設 * 参考資料 p 7 ~ 10 を参照にしてください。

表 2 土壌関係特定有害物質

	特定有害物質（法第2条第1項）	
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	1,2-ジクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	ジクロロメタン	
	テトラクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	ベンゼン	
	重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物
		六価クロム化合物
シアン化合物		
水銀及びその化合物		
セレン及びその化合物		
鉛及びその化合物		
ひ素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	
	チウラム	
	チオベンカルブ	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P N)	

参考資料 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号）

別表第1

番号	特 定 施 設 の 種 類
1	鉱業又は水洗炭業 (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業 (イ) 豚房施設（豚房総面積 50m ² 以上） (ロ) 牛房施設（牛房総面積 200m ² 以上） (ハ) 馬房施設（馬房総面積 500m ² 以上）
2	畜産食料品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業 (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ハ) ろ過施設
6	小麦粉製造業 洗浄施設
7	砂糖製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業 粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業 洗米機
10	飲料製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設（洗びん施設を含む。） (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ハ) 蒸りゆう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設（流送施設を含む。） (ハ) 分離施設 (ニ) 洗ため及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	めん類製造業 湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業 湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業 抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業 (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18-3	たばこ製造業 (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業、加工業 (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルクット機 (ハ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業 (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業 (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は末精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業 湿式パーカー
21-3	合板製造業 接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業 (イ) 湿式パーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 (イ) 湿式パーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式パーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ハ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設（抄造施設を含む。） (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業 (イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業 (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造業のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設

27	25・26以外の無機化学工業製品製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ル)廃ガス洗浄施設 (レ)湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業 (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(5・10・13以外) (イ)原料処理施設 (ロ)蒸りゅう施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 (ト)中圧法又は低圧法による、ポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業 (イ)蒸りゅう施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	石油化学工業(31～36・51以外で石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業) (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち急冷施設及び蒸りゅう施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキシド又はエチレングリコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 (ル)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (レ)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (リ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 (ロ)プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ク)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (ケ)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業 (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
39	硬化油製造業 (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業 蒸りゅう施設
41	香料製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業 感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業 フルフラール蒸りゅう施設
46	有機化学工業製品製造業(28～45以外) (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業 (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設(有害物質を含有する物を混合するものに限る。) (ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業 洗浄施設
49	農薬製造業 混合施設(有害物質を含有する物を混合するもの)
50	有害物質を含有する試薬の製造業 試薬製造施設

51	石油精製業(潤滑油再生業を含む) (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸りゆう施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業 直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業 ラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業 (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業 (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業 バッチャープラント
56	有機質砂かへ材製造業 混合施設(有害物質を含有する物を混合するものに限る。)
57	人造黒鉛電極製造業 成型施設
58	窯業原料(うわ葉原料を含む。)の精製業 (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業 (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業 水洗式分別施設
61	鉄鋼業 (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 (イ) 還元そと (ロ) 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。) (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63-2	空びん卸売業 自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業 (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64-2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。) の施設のうち、浄水施設(これらの浄水能力が1日当たり1万m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66-2	エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66-3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもので下宿営業を除く。) (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗たく施設 (ハ) 入浴施設
66-4	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設) ちゅう房施設(総床面積500m ² 以上)
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業 ちゅう房施設(総床面積360m ² 以上)
66-6	飲食店(66-6、66-7を除く。) ちゅう房施設(総床面積420m ² 以上)
66-7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66-7を除く。) ちゅう房施設(総床面積630m ² 以上)
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの ちゅう房施設(総床面積1,500m ² 以上)
67	洗たく業 洗浄施設
68	写真現像業 自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するもので病床数が300以上であるもの。) (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣取扱業 解体施設
69-2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。) に設置される施設(水産物に係るものに限る。) (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場

69-3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70-2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。) 洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術に関する研究等を行う事業場 (イ) 洗浄施設 (ロ) 焼入れ施設 ※ 科学技術に関する研究等を行う事業場とは次に掲げるもの 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)、又は製品の製造若しくは技術の改良、考察、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く。) 4. 農業・水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う、高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校・職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71-3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの。 (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの。(第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) 1 汚でいの脱水施設(一日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの) 3 汚でい(PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの イ 一日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2㎡以上のもの 4 廃油の油水分離施設(一日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号の廃油処理施設を除く。) 5 廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号の廃油処理施設を除く。) イ 一日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの ロ 一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2㎡以上のもの 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設(一日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの) 8 廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて次のいずれかに該当するもの イ 一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2㎡以上のもの 11 汚でい、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※ 産業廃棄物処理業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受ける事を要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受ける事を要しない者を除く。)をいう。 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設(湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。) 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号を除く。)
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号を除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72・73を除く。)

(3) 報告書の記載方法

「土地履歴調査結果報告書」の記載方法

○ 届出者

広島県生活環境の保全等に関する条例第 40 条で規定する土地改変者の住所、氏名等を記入してください。

○ 土地の改変に係る事業の名称

開発行為又は宅地造成に係る工事名を記入してください。

○ 土地の改変をしようとする土地の所在地

原則、土地の登記簿謄本上の地番を記入してください。

○ 土地の改変をしようとする土地の面積

開発行為又は宅地造成に係る許可等で記載した面積を記載してください。

○ 用途地域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号で規定する用途地域又は農地、林地等を記載してください。

○ 土地の改変をしようとする土地及びその周辺の現在の利用状況

土地を改変しようとする土地及びその周辺の利用状況を記載してください。

○ 土地の改変をしようとする土地の所有者

土地の所有者が届出者と異なる場合、届出者以外の土地所有者をすべて記載してください。なお、所有者が多い場合は別紙に記載してください。

○ 土地の改変実施後の土地利用計画

具体的な計画（マンション建設、〇〇製造工場建設等）を記載してください。

○ 土地履歴調査の実施結果

「別紙のとおり」と記載し、p 13～14 を参考に「別紙 土地履歴調査の実施結果」について記載してください。

記載例

様式第 9 号 (第 28 条関係)

土地履歴調査結果報告書

広島市長様

令和 年 月 日

〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

届出者 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇

広島県生活環境の保全等に関する条例第 40 条第 1 項の規定により、土地履歴調査の結果について、次のとおり報告します。

土地の改変に係る事業の名称	〇〇〇町宅地造成工事		
土地の改変をしようとする土地の所在地	広島市〇〇区〇〇五丁目〇〇番〇、〇〇番〇(地番) <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-top: 5px;"> 地番(※登記簿謄本に記載されている土地の所在地)が多数あり、記載しきれない場合は、「代表的な地番ほか」と記載し、他の地番を別紙に列記してください。里道及び水路等も含まれる場合はお書きください。 </div>		
土地の改変をしようとする土地の面積	2, 345 m ²	用途地域	準工業地域、商業地域、農地等
土地の改変をしようとする土地及びその周辺の現在の利用状況	田畑で使用		
土地の改変をしようとする土地の所有者	広島 太郎、広島 花子 (土地の所有者が届出者と異なる場合に記載)		
土地の改変の実施後の土地利用の計画	宅地(別紙 土地利用計画平面図のとおり)		
土地履歴調査の実施結果	別紙のとおり		
※ 整理番号		※ 受理年月日	年 月 日
※ 審査結果			
※ 備考			

注 1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 列 4 とすること。

※ 様式第 9 (第 28 条関係) は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13812.html>

もしくは、広島市トップページの検索エンジンから「[広島県生活環境の保全等に関する条例届出様式](#)」を検索

「別紙 土地履歴調査の実施結果」の記載方法

○ 土地の利用の履歴

少なくとも昭和 46 年まで遡って調査し、土地の利用の履歴を、年代順に農地、○○工場等と記載してください。土地履歴調査は指定調査機関等が実施する必要はありません。

なお、過去に土壤汚染特定事業場が設置されていなかった場合、以下の記載項目は「なし」と記載してください。

○ 過去に設置されていた土壤関係特定事業場の名称（及び業種）

事業場の名称（及び日本標準産業分類に準じた業種）を記載してください。

○ 製造され、使用され又は処理されていた土壤関係特定有害物質の種類

土壤汚染対策法施行令第 1 条で定める物質名（6 ページの表 2 土壤関係特定有害物質 参照）を記載してください。

○ 土壤関係特定有害物質の取扱状況

特定有害物質毎に、年間の使用量、使用目的、使用方法、使用場所を記載してください。

○ 土壤関係特定有害物質の排出状況

特定有害物質の処理方法、排出量等を記載してください。

○ 土壤関係特定有害物質の保管状況

特定有害物質の保管場所、管理状況、通常の保管量を記載してください。

○ その他特記事項

自主的に土壤の汚染状況に係る調査を実施している場合や、土壤関係特定有害物質に係る事故があったことを把握している場合などがあれば、その旨を記載してください。

記載例

様式第9号（第28条関係）

土地履歴調査の実施結果

土地の利用の履歴	<p>・昭和46年～昭和50年 農地</p> <p>・昭和50年～現在(令和〇〇年〇〇月)までガソリンスタンド</p>	
過去に設置されていた土壌関係特定事業場の名称	<p>〇〇〇〇株式会社給油所 (業種:ガソリンスタンド)</p>	
製造され、使用され又は処理されていた土壌関係特定有害物質の種類	<p>ベンゼン</p> <p>鉛</p>	<p>少なくとも、昭和46年までは遡って調査してください。</p> <p>土壌関係特定有害物質の物質を記載してください。</p>
土壌関係特定有害物質の取扱状況	<p>地下タンクにガソリン、灯油、軽油を貯蔵。自動車等に給油する。</p> <p>取扱量〇〇kL/月</p>	
土壌関係特定有害物質の排出状況	<p>給油時蒸発する程度。漏洩した油は、油水分離槽で回収する。廃油は、業者処理委託する。</p>	
土壌関係特定有害物質の保管状況	<p>地下タンクにガソリン、灯油、軽油を貯蔵。</p> <p>タンク容量〇〇kL×〇基</p>	
その他特記事項	<p>土壌の自主測定を実施済</p>	

注 複数の土壌関係特定事業場が存在した場合は、事業場ごとに調査の実施結果を作成すること。

※ 様式第9（第28条関係）は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13812.html>

もしくは、広島市トップページの検索エンジンから 広島県生活環境の保全等に関する条例届出様式 を検索

5 土壤汚染確認調査の実施・調査結果の届出

(1) 土壤汚染確認調査の実施

4(1) 土地履歴調査の実施において、土壤関係特定事業場の設置が確認された場合、土壤汚染確認調査を実施してください。土壤汚染確認調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施する必要があります。

① 調査場所等の選定

調査は、過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質について、汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で実施してください。なお、調査実施地点の選定にあっては、次に掲げる事項を考慮して選定する必要があります。

- 過去の土壤関係特定事業場の設置状況
- 調査対象物質の取扱、排出及び保管の状況
- 調査対象物質に係る事故の状況
- 自主的に実施した土壤の汚染状況に係る調査の結果
- その他調査対象物質による汚染の可能性に係る情報

※「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」及び「広島県土壤汚染対策指針」を参考にしてください。

② 地下水の飲用利用状況の調査

土壤溶出量基準を超えていた場合、地下水の飲用井戸の利用状況を調査する。飲用等に利用している井戸等があれば、井戸毎に検出された物質について調査を実施してください。

地下水汚染が到達する距離については、個々の事例ごとに地下水の流向、流速等や地下水質の測定結果に基づき設定してください。また、一般的な地下水の実流速では次の一般の長さまで地下水汚染が到達すると考えられますので、参考にしてください。

表 地下水汚染が到達する範囲の目安

特定有害物質の種類	一般値
揮発性有機化合物	概ね 1000m
六価クロム	概ね 500m
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250m
シアン、カドミウム、鉛、水銀、セレン、その他農薬等	概ね 80m

③ 調査実施機関

土壤汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣又は都道府県知事が指定する者（指定調査機関）が調査を実施してください。

④ 過去に実施した土壤調査の取扱

過去に土壤汚染確認調査と同等以上の調査を実施し、その後調査対象物質による汚染がないと認められる場合は、当該調査を土壤汚染確認調査の実施結果とすることができます。

(2) 土地履歴調査結果の報告

土地履歴調査を実施後、以下の書類を提出してください。提出部数は、正副2部です。1部（副本）は届出書に届出済印を押印し、控えとして返却します。

- 土地汚染確認調査結果届出書(様式第10号)*17~20ページ参照
- 特定有害物質の取扱状況
- 調査地点の図面
- 調査地点選定理由書
- 調査実施結果

（土地の改変する予定地全体で、既に土壤汚染対策法に基づいた調査が行われている場合はその結果を添付）

(3) 届出書の記載方法

「土壤汚染確認調査結果届出書」の記載方法

- 届出者
広島県生活環境の保全等に関する条例第 40 条で規定する土地改変者の住所、氏名等を記入してください。
- 土地の改変に係る事業の名称
開発行為又は宅地造成に係る工事名を記入してください。
- 土地の改変をしようとする土地の所在地
原則、土地の登記簿謄本上の地番を記入してください。
- 調査の対象となる土壤関係特定有害物質
「土地履歴調査結果報告書」の「別紙 土地履歴調査の実施結果」に基づき記載する。
- 土壤関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管等の状況
「土地履歴調査結果報告書」の「別紙 土地履歴調査の実施結果」に基づき記載する。
- 土壤汚染確認調査の実施地点
別紙のとおりと記載して、敷地全体の工場の建物等の配置図に調査地点をプロットして、添付してください。
- 土壤汚染確認調査の実施地点の選定理由
特定有害物質の使用、保管、処理状況等から、調査実施地点の選定理由を記載してください。
- 土壤汚染確認調査の実施結果
地点毎、特定有害物質毎の結果を表にしてください。
- 土地の改変の実施後の土地の利用計画
具体的な計画（マンション建設、〇〇製造工場建設等）を記載、もしくは別紙で土地利用計画図を添付してください。

記載例

様式第 10 号(第 30 条関係)

土壤汚染確認調査結果届出書

令和 年 月 日

広島市長 様

〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

届出者 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

広島県生活環境の保全等に関する条例第 40 条第 2 項の規定により、土壤汚染確認調査の結果について、次のとおり届け出ます。

土地の改変に係る事業の名称	A マンション建設工事、B 社工場土地造成事業等		
土地の改変をしようとする土地の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番〇、〇〇番〇 (地番)		
調査の対象となる土壤関係特定有害物質	ベンゼン 鉛及びその化合物		
土壤関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管等の状況	別紙のとおり	土地履歴調査結果に基づき記載する。土地履歴調査結果の別紙を添付しても可。	
土壤汚染確認調査の実施地点	別紙図面のとおり	図面中に調査地点をプロットする。	
土壤汚染確認調査の実施地点の選定理由	ガソリン等を貯蔵している地下タンク、給油場所からの漏洩による汚染の可能性が高いと考えられるため、この地点を調査地点として選定した。		
土壤汚染確認調査の実施結果	別紙のとおり	汚染のおそれが最も大きいと認められる地点の選定理由を記載する。	
土地の改変の実施後の土地の利用計画	別紙のとおり	指定調査機関が実施した土壤汚染確認調査の実施結果を添付する。	
※ 整理番号		※ 受理年月日	年 月 日
※ 審査結果	土地利用計画図等を添付する。		
※ 備考			

注 1 別紙については、規則第 30 条第 1 項各号に掲げる特定有害物質の種類に応じて作成すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 列 4 とすること。

※ 様式第 10 (第 30 条関係) は、以下のホームページからダウンロードできます。

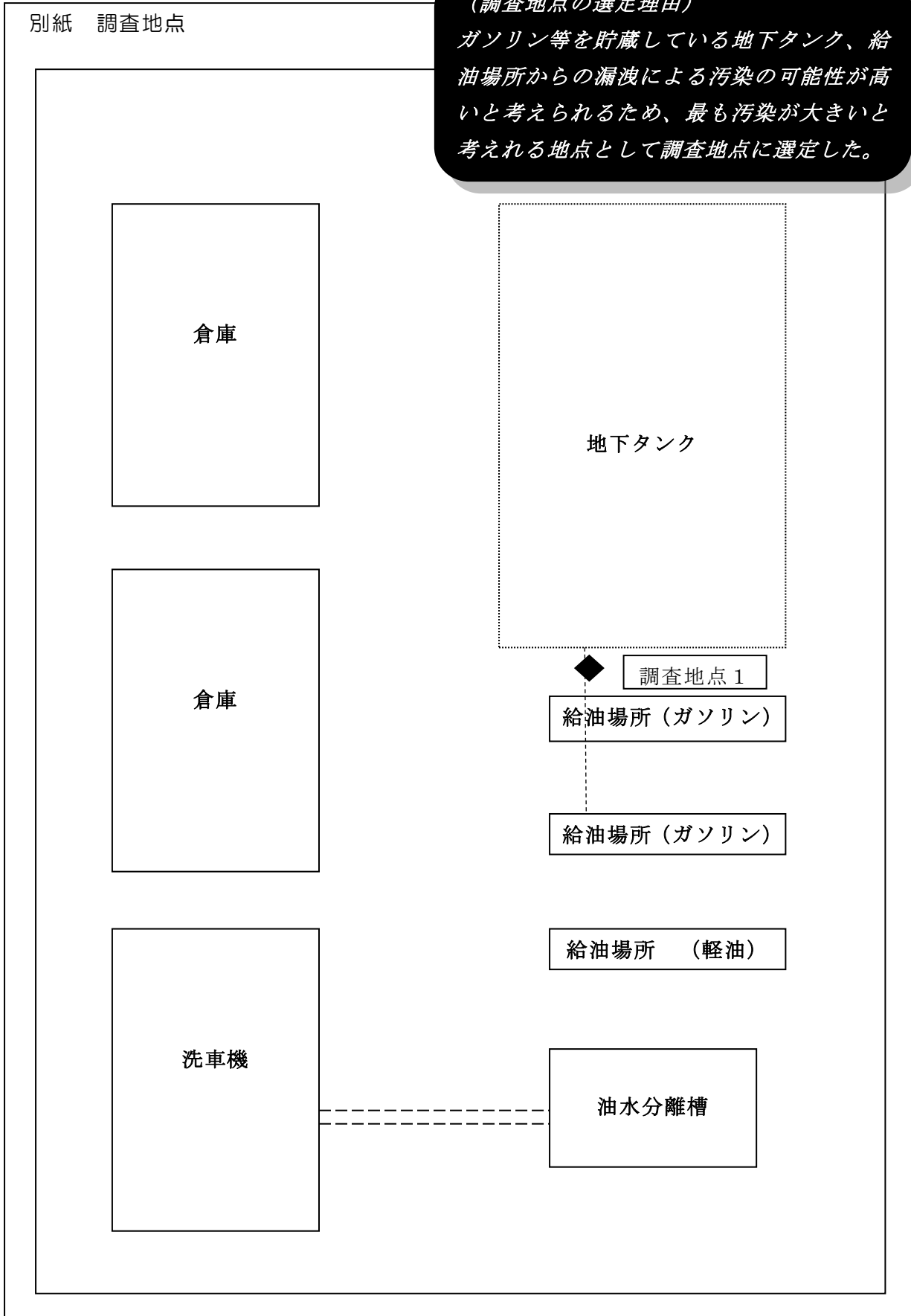
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13812.html> もしくは、広島市トップページの検索エンジンから 広島県生活環境の保全等に関する条例届出様式 を検索

例1 別紙 調査地点

別紙 調査地点

(調査地点の選定理由)

ガソリン等を貯蔵している地下タンク、給油場所からの漏洩による汚染の可能性が高いと考えられるため、最も汚染が大きいと考えられる地点として調査地点に選定した。

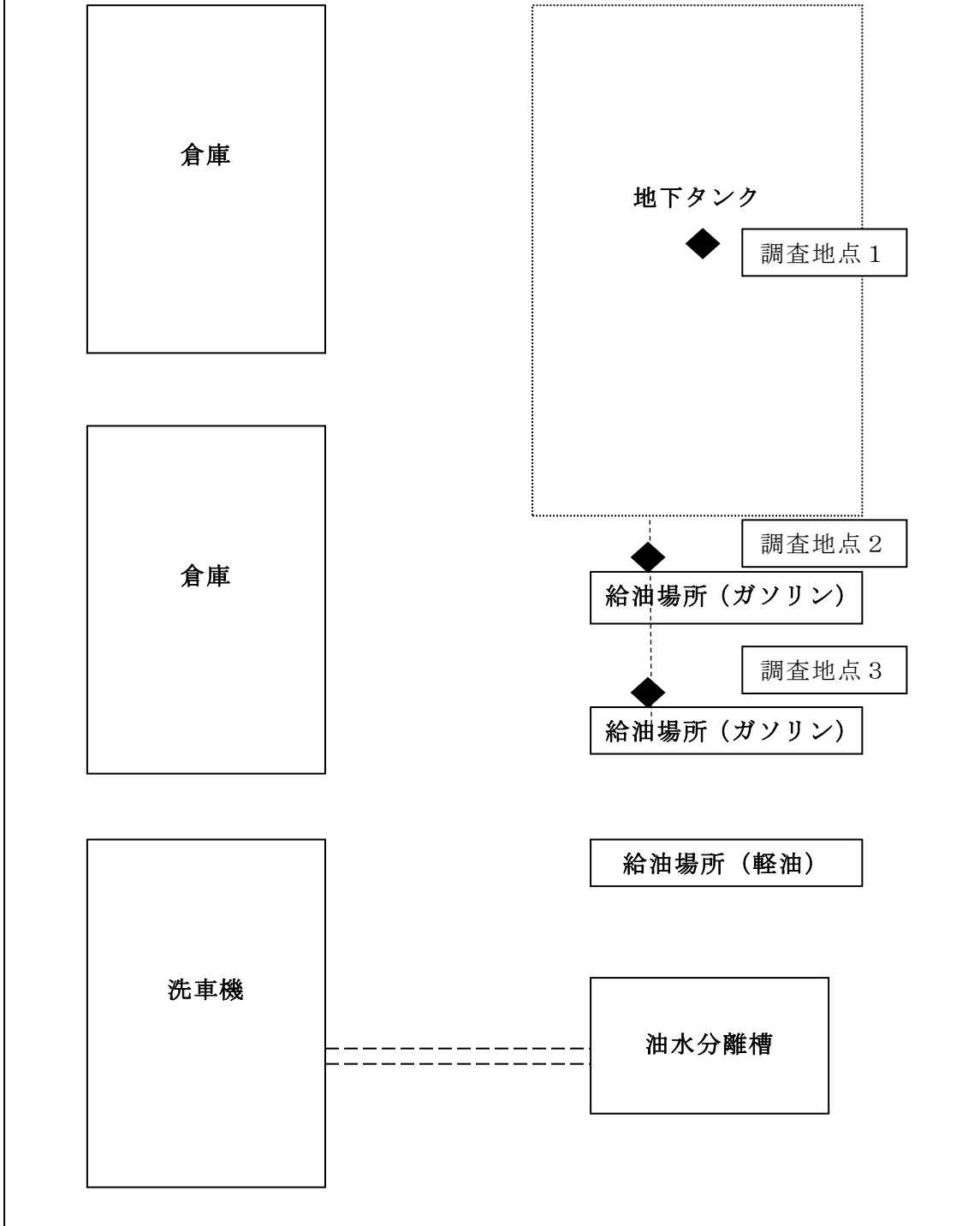


例2 別紙 調査地点

別紙 調査地点

(調査地点の選定理由)

ガソリン等を貯蔵している地下タンク、給油場所からの漏洩による汚染の可能性が高いと考えられるため、それぞれの地点を調査地点として選定した。



広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年十月七日条例第三十五号）

最終改正：令和五年三月一三日条例第三号（令和五年五月二十六日施行）

第四節 土壤環境の保全

（土地の改変時における改変者の義務）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する行為（以下「土地の改変」という。）をしようとする者（以下「土地改変者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、土地の改変をしようとする土地に係る過去の汚水等関係特定事業場（土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（以下「土壤関係特定有害物質」という。）を取り扱ったことのあるものに限る。）その他の規則で定める工場又は事業場（以下「土壤関係特定事業場」という。）の設置状況等についての調査（以下「土地履歴調査」という。）を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を受けなければならない行為（行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。）

二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない行為（同法第二条第二号に規定する宅地造成又は同条第三号に規定する特定盛土等であって、行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。）

2 土地改変者は、土地履歴調査の結果、当該土地において過去に土壤関係特定事業場が設置されていた事実が判明したときは、規則で定めるところにより、当該土壤関係特定事業場において過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質について、当該土壤関係特定有害物質の種類ごとに汚染のおそれが最も大きいと認められる地点において、土壤汚染の確認のための調査（以下「土壤汚染確認調査」という。）を実施し、その結果を知事に届け出なければならない。

3 土地改変者は、土壤汚染確認調査の結果、当該土地の土壤の汚染の状況が規則で定める基準に適合しないことが判明したときは、当該土地の改変に着手する日の十四日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の汚染土壤の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

4 土地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容に従って必要な措置を実施しなければならない。

（勧告）

第四十一条 知事は、土地改変者が前条第一項から第四項までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、同条第一項から第四項までの規定に対する違反を是正するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、土地改変者から提出された汚染拡散防止計画書の内容が、規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該汚染拡散防止計画書を受理した日から十四日以内に限り、土地改変者に対し、当該汚染拡散防止計画書の内容を変更すべきことを勧告することができる。

（違反者の公表）

第四十二条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（適用除外）

第四十三条 前三条の規定は、土壤汚染対策法第三条第一項若しくは第五条の規定による土壤汚染状況調査を実施した土地、同法第三条第七項若しくは第四条第一項の規定による届出を行った土地又は同法第十四条第一項の規定による申請が行われた土地（同条第三項の規定により当該申請に係る調査が土壤汚染状況調査とみなされるものに限る。）については、適用しない。

附 則（令和五年三月一三日条例第三号）

（施行期日）

1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法第八条第一項の規定により許可を受けなければならない行為に係る第三条の規定による改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例第四十条から第四十三条までの規定の適用については、なお従前の例による。

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年十月七日規則第六十九号）
最終改正：令和三年七月三〇日規則第七八号

第三節 土壤環境の保全

（土地履歴調査）

第二十八条 条例第四十条第一項の規定による土地履歴調査は次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記様式第九号によってしなければならない。

- 一 土地の改変をしようとする土地における過去の土壤関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
- 二 当該土壤関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた土壤関係特定有害物質の種類
- 三 土壤関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管の状況

（土壤関係特定事業場）

第二十九条 条例第四十条第一項の規則で定める土壤関係特定事業場は次に掲げるものとする。

- 一 汚水等関係特定事業場（土壤関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限る。）
- 二 ガソリンスタンド
- 三 射撃場

（土壤汚染確認調査）

第三十条 条例第四十条第二項の規定による土壤汚染確認調査は、過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質について、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に応じて、当該各号に定める試料の採取及び測定を行うこととする。

- 一 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この節において「省令」という。）第四条第三項第二号イに規定する第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤ガス調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）。ただし、土壤ガス調査の結果、土壤中の気体から土壤関係特定有害物質が検出されない場合は、土壤溶出量調査を行うことを要しない。

- 二 省令第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質 土壤溶出量調査並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

- 三 省令第六条第一項第三号に規定する第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

2 前項の土壤関係特定有害物質が省令別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類である場合は、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類を含むものとする。

3 土壤ガス調査の方法は、知事が定める指針（以下「土壤汚染対策指針」という。）に定める方法により土壤中の気体の採取を行い、省令第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

4 土壤溶出量調査の方法は、土壤汚染対策指針に定める方法により土壤の採取を行い、省令第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

5 土壤含有量調査の方法は、土壤汚染対策指針に定める方法により土壤の採取を行い、省令第六条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

6 条例第四十条第二項の規定による届出は、別記様式第十号によってしなければならない。

（土壤の汚染状況に係る基準）

第三十一条 条例第四十条第三項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。

- 一 土壤溶出量調査に関するものは、省令第三十一条第一項に定める基準
- 二 土壤含有量調査に関するものは、省令第三十一条第二項に定める基準

（汚染拡散防止計画書）

第三十二条 条例第四十条第三項の汚染拡散防止計画書は、土壤汚染対策指針に定めるところにより、次に掲げる事項について作成し、別記様式第十一号によって提出しなければならない。

- 一 土地の汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止を行う区域
- 三 汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染土壤の搬出の有無及び搬出先
- 五 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期
- 六 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

（汚染拡散防止計画書に関する基準）

第三十三条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 土地の改変の実施に当たり、汚染土壤又は土壤関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じること。

- 二 土地の改変の実施に当たり、汚染土壌（第三十一条第一号の基準に係るものに限る。）が当該土地内の帯水層に接しないようにすること。
- 三 土地の改変を行った後、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。次号において「法」という。）第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生じるおそれがないようにすること。
- 四 掘削した汚染土壌を土地の改変をしようとする土地の外へ搬出する場合には、次に掲げる措置を講じること。
 - イ 法第二十二条第一項の規定による許可を受けた者（法第二十七条の五において法第二十二条第一項の許可があったものとみなされた場合における国又は地方公共団体を含む。以下この号において「汚染土壌処理業者」という。）に当該汚染土壌の処理を委託すること。ただし、土地改変者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。
 - ロ 省令第六十五条に規定する基準により、当該汚染土壌の運搬を行うこと。
 - ハ 当該汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合は、法第二十条第一項の規定の例により、当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が当該汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、管理票を交付するとともに、同条第三項及び第四項の規定の例により、当該汚染土壌の運搬を受託した者又は当該汚染土壌の処理を受託した者に対し、当該管理票を送付し、又は回付することを求めることにより、当該汚染土壌の処理が行われたことを確認すること。

問合せ先

広島市環境局環境保全課水質係
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 504-2188

FAX 504-2229

MAIL ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp